

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ウェルリビング推進機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医学・社会学の有識者や国内企業・団体における人的資源管理部門が相互に連携を図り、あらゆる団体内でのヘルスケア意識の向上と健全化を推進し、団体に所属する全ての人の「Well-Living (よりよく生きる)」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(ア) 国内を中心としたあらゆる団体におけるヘルスケア施策の推進及び定着

(イ) 前号に規定する施策の推進を担う人材の育成

(ウ) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、以下の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(ア) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(イ) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は法人

(ウ) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入会)

第7条 当法人の正会員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、全正会員の承認を得るものとする。

2 当法人の一般会員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

3 当法人の賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それぞれの種別に別途定める必要な経費を支払う義務を負う。

(会費)

第9条 第7条の承認を得て会員となった者は、遅滞なく会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、当法人の事業年度ごと若しくは月ごとに会費を納入しなければならない。
- 3 会費の額は、正会員の過半数において定める。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (ア) 退会したとき
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (ウ) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (エ) 1年以上会費を滞納したとき
- (オ) 除名されたとき
- (カ) 全正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の申出は、1ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

- 2 会員が退会した後であっても、当該会員が取得した当法人の管轄する資格は、その効力を喪失することがない。

(除名)

第12条 当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により当該正会員を除名することができる。この場合は、除名した正会員にその旨を通知することを要する。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対しあらかじめその理由を通知して、社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該正会員の所在が不明のため通知することができないときは、この限りではない。
- 3 前2項の規定は、一般会員及び賛助会員の除名について準用する。この場合において第1項、第2項中「正会員」とあるのは「一般会員及び賛助会員」と読み替えるものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに正会員に対し発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に理事1名以上を置く。

2 理事が2名以上あるときは、理事の互選により代表理事1名を定める。

3 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の過半数をもって決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に規定する基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の返還の手続については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。